

第**209**期

# 定時株主総会 招集ご通知



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス



2023年6月29日（木曜日）  
午前10時



高知市南はりまや町一丁目1番1号  
四国銀行 本店5階 大会議室

書面（郵送）または  
インターネットによる

議決権行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時30分まで



株主総会へのご出席につきましては、ご自身の体調等をご勘案のうえ、ご判断をいただきますようお願い申し上げます。

議決権につきましては、書面またはインターネット等による事前行使にご協力いただきますようお願い申し上げます。

**お土産の配布につきましては取りやめさせていただきます。**

## 招集ご通知につきまして

招集ご通知の全文は当行ウェブサイトに掲載しております。

書面交付請求されていない株主さまには、株主総会参考書類と事業報告の一部を併せてご送付しております。

また、書面交付請求された株主さまには、法令及び定款の定めに従い、電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。

 **四国銀行**

証券コード：8387

(証券コード8387)  
2023年6月7日  
(電子提供措置の開始日2023年5月30日)

株 主 各 位

高知市南はりまや町一丁目1番1号

**株式会社 四 国 銀 行**

取締役頭取 山元文明

## 第209期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第209期定時株主総会を下記により開催いたしますので、通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.shikokubank.co.jp/profile/stockholder/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当行名又は証券コードを入力・検索し、  
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

議決権の事前行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださ  
いまして、「議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、**2023年6月28日(水曜日)午後5時30分まで**  
に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時	2023年6月29日(木曜日)午前10時 (受付開始時刻：午前9時)
2. 場 所	高知市南はりまや町一丁目1番1号 当行本店 5階 大会議室
3. 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第209期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件 2. 第209期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 <b>決議事項</b> <b>会社提案</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件 <b>株主提案</b> 第3号議案 定款新設の件(第三者委員会の設置について) 第4号議案 定款新設の件(株主報告書・包括による経費等の作成及び株主に対する情報公開について) 第5号議案 定款新設の件(会社経費による叙勲協賛広告の禁止について) 第6号議案 定款新設の件(取締役の報酬額の開示について) 第7号議案 定款新設の件(賛成比率を委任状を含む出席議決権個数に占める割合とすることについて) 第8号議案 定款新設の件(有価証券報告書の株主総会前開示について) 第9号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名解任の件 第10号議案 監査等委員である取締役2名解任の件

**第3号議案から第10号議案は株主からの提案となっておりますが、取締役会としてはこの議案に反対しております。**

なお、議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令及び当行定款第17条の規定に基づき、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては記載していません。したがって、当該書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

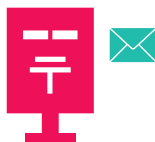
書面またはインターネット等による事前行使にご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 事前に議決権を行使いただく場合

### ■ 書面による議決権行使

#### 議決権行使期限

2023年6月28日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。  
詳しくは下記をご覧ください。

### ■ インターネットによる議決権行使

#### 議決権行使期限

2023年6月28日（水曜日）  
午後5時30分受付分まで



詳細は  
5頁から6頁を  
ご覧ください。

当行指定の**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

#### 議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

## 株主総会にご出席 いただく場合

#### 株主総会開催日時

2023年6月29日（木曜日）  
午前10時



ご入場の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

## 議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書										株主番号	議決権行使個数	個
<p>株式会社四国銀行 御中                      私は、2023年6月29日開催の株式会社四国銀行第209期臨時株主総会（その継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表す）のとおりに議決権を行使します。                      2023年6月 日</p>												
<b>会社提案</b>		<b>株主提案</b>			<p><b>ご留意</b>                      当行取締役会は、「株主提案」について反対しております。                      「株主提案」（第3号議案から第10号議案）において、                      ・当行取締役会意見に賛成の場合：「賛」、株主提案に賛成の場合に、○印でご表示ください。</p>							
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
株式会社四国銀行

○書面とインターネットによる、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。  
 ○インターネットで複数回議決権行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

**お願い**  
 1. 事前にご覧のいずれの方法により、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。  
 (1)書面による議決権の行使  
 この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。  
 (2)電磁的方法（インターネット）による議決権の行使  
 下記QRコードをスマートフォンで読み取るか、別添の議決権ウェブサイトへアクセスし、2023年6月28日（水）午後5時30分までに議決権を行使ください。この場合、議決権行使書用紙を送られる必要はありません。  
 2. 第2号議案、第9号議案、第10号議案の賛否をご表示の際は、一部の株主様につき異なる意思を表示される場合は、召集ご通知に添付の「株主総会参考書類」に記載の当該株主様の番号をご記入ください。  
 3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。  
 4. 株主総会にご出席の際は、この部分を切り離さず会場受付へご提出ください。

スマートフォン用  
 議決権行使  
 ウェブサイト  
 ログインQRコード

株式会社 四国銀行

こちらの**赤枠**内に、  
各議案の賛否をご表示ください。

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主からご提案された議案）の決議を行います。

第3号議案から第10号議案は一部の株主からのご提案です。  
取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当行取締役会の意見に  
賛成いただける場合

会社提案	
第1号議案	第2号議案 <small>(下の説明欄を参照)</small>
賛	賛
否	否

株主提案									
第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案 <small>(下の説明欄を参照)</small>	第10号議案 <small>(下の説明欄を参照)</small>		
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛		
否	否	否	否	否	否	否	否		

会社提案・当行取締役会の意見に  
反対される場合

会社提案	
第1号議案	第2号議案 <small>(下の説明欄を参照)</small>
賛	賛
否	否

株主提案									
第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案 <small>(下の説明欄を参照)</small>	第10号議案 <small>(下の説明欄を参照)</small>		
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛		
否	否	否	否	否	否	否	否		



右記のように賛成、反対の両方に○  
を付けた場合には**無効**となります。

会社提案	
第1号議案	第2号議案 <small>(下の説明欄を参照)</small>
賛	賛
否	否

次ページのインターネットにより議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する右記のアクセス手順によってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

## 議決権行使期限

2023年6月28日(水曜日)  
午後5時30分受付分まで

## ご注意事項

- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ② インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 株主さまのインターネット利用環境や、ご利用の端末機種などによっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ④ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。

## お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

### システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

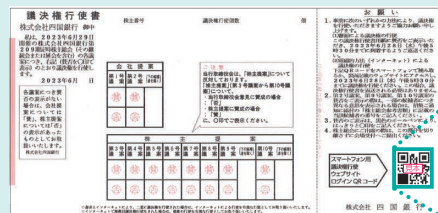
## 機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## アクセス手順について

### 「スマート行使」による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

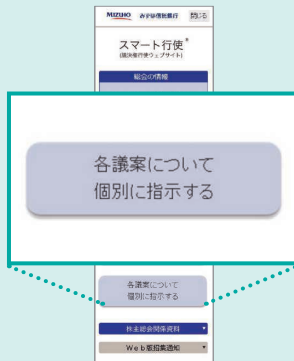
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

### 議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



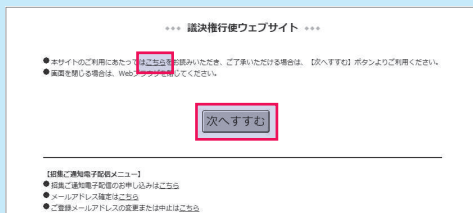
## 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## 「スマート行使」の議決権行使は1回のみとなります。

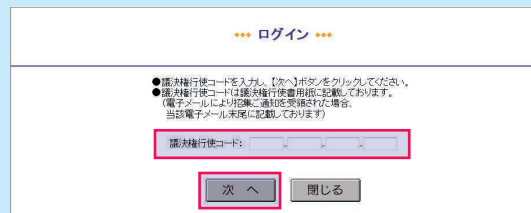
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」で再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移します。

## 2 「次へすすむ」をクリック



画面内の「こちら」のリンクをクリックし、「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

## 3 ログイン



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック  
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください。

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右片裏面に記載されております。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 第209期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）事業報告

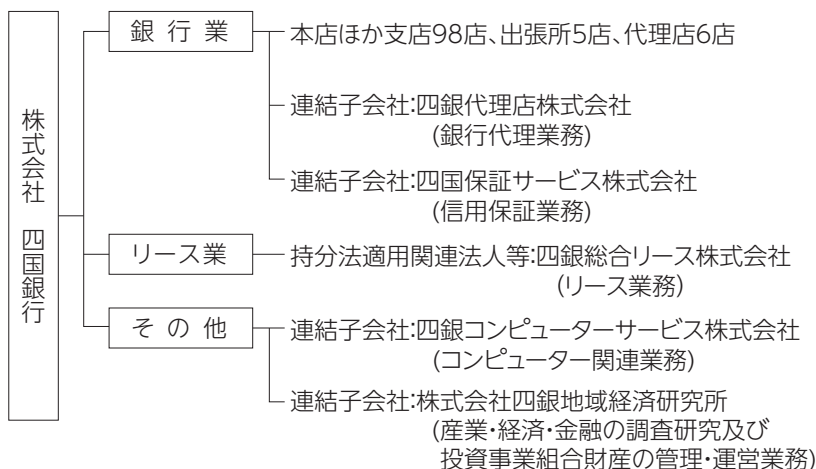
### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### ① 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び子会社等の計6社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しております。

主要な事業を系統図によって示すと次のとおりであります。





## ② 金融経済環境

2022年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染抑制と経済活動の両立が進むもとで、生産に足踏み感がみられるものの、個人消費や設備投資、雇用情勢は持ち直しの動きが続きまし。また公共投資においても底堅く推移するなど、景気は緩やかに持ち直しました。

当行の主要地盤であります四国地区の経済におきましては、生産に一部弱めの動きがみられるものの、設備投資は堅調に推移し、個人消費や雇用情勢も緩やかに回復するなど、総じて緩やかな持ち直しの動きが続きまし。

金融情勢につきましては、円相場は、日米の金融政策の方向性の相違から、両国の金利差が拡大したことで1米ドル150円台まで円安が進行しましたが、日本銀行によるドル売り・円買い介入が実施されたことを受け、期末は132円台となりました。日経平均株価は、ウクライナ情勢や各国の金融政策への思惑、中国の経済活動再開などを材料に推移し、期末は2万8千円台となりました。長期金利は、12月の日本銀行による金融緩和政策の一部修正を受け、0.5%台まで上昇しましたが、その後は欧米金融機関の信用不安の高まりにより期末は0.3%台となりました。

## ③ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

このような金融経済情勢のもと、当連結会計年度は、中期経営計画「ベスト・リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ3」の最終年度として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋げるため、中期経営計画で掲げた戦略目標の各施策を着実に実施しました。

<戦略目標Ⅰ「四銀スタイル」の確立>

(人財開発及びウェルビーイング実現に向けた取組み)

人財開発につきましては、行員のスキル認定制度や資格取得奨励金の浸透により、国家資格や難関資格の取得者が増加しました。また、公募形式による研修の拡充等の取組みにより、各種研修・講座への積極的な参加に繋がりました。

ウェルビーイング実現に向けた取組みにつきましては、子育てを行う従業員に対する、仕事と子育ての両立支援を拡充するための各種取組みが評価され、厚生労働大臣認定「プラチナくるみん」を取得しました。また、本部でのビジネスカジュアル、営業店でのノーネクタイの通年導入や、従業員や家族の記念日に休暇を取得できるアニバーサリー休暇の導入を行い、従業員がやりがい・働きがいを感じ、活躍できる環境の実現に向けた諸施策を実施しました。

プラチナくるみん 認定



<戦略目標Ⅱ BPR・ICT戦略の加速>

(DXへの取組み)

お客さまの生産性向上・業務効率化を支援する取組みを図るため、イノベーション推進部にデジタルプランニングデスクを設置し、当行が主体となった事業者向けのデジタル化支援を開始しました。

また、中小企業向けのDX支援の一環として、業務DXサービス「Mikatanoシリーズ」の取扱いを開始し、社内決裁や就労管理の電子化を含む業務プロセスの改善や、金融機関入出金情報と商取引決済情報をクラウド管理する仕組みの構築を支援するなど、デジタルを活用した業務効率化・生産性向上をサポートしました。また、事業者向けインターネットバンキング「ビジネスダイレクト」及び「Mikatanoシリーズ」の導入・活用サポートを行う「業務デジタル化応援プラン」は、経済産業省が主導するIT導入補助金の対象事業に認定されました。



(店舗)

お客さまにゆっくりとご相談いただける空間を提供するため、高知県の山田支店、朝倉南支店及び伊野支店を新築しました。また、質の高いサービス提供と店舗運営の効率化を目指した移転統合を、以下のとおり実施しました。

地域	ブランチ・イン・ブランチ方式による統合内容
高知県	中央支店を帯屋町支店に、下知支店及びかづらしま支店を木屋橋支店に、須崎東支店を須崎支店に、それぞれ統合
徳島県	徳島中央市場支店、マリンピア支店及び川内支店を徳島営業部に統合

結果、2022年度末の有人店舗数は、前連結会計年度末比7店舗減少し、86店（本支店79店、出張所1店及び代理店6店）となりました。

新築オープンした山田支店



<戦略目標Ⅲ 3つのコンサルティング機能の発揮>

(お客さまへの取組み)

With/Afterコロナにおける社会の変化や、ロシア・ウクライナ危機に端を発した資源高騰など、経営環境の不確実性が高まりを見せる中、お客さまとの緊密な対話を通じて、お客さまに寄り添ったコンサルティング活動を徹底しました。

法人のお客さまに対しては、営業店と本部が一体となり、資金繰り支援や経営改善支援に取り組むとともに、Afterコロナを見据えた事業承継・M&A、ビジネスマッチング、人材紹介業等を通じてお客さまの事業支援に積極的に取り組みました。

個人のお客さまに対しては、安定的な資産形成や長寿化に対応した提案など、お客さまに寄り添ったコンサルティング活動を徹底するとともに、四国銀行アプリと連携したオウンドメディア「四銀ルーム」を通じて、地域や銀行情報の発信を行い、お客さまとの接点強化を図りました。また、より高付加価値な金融サービス・ソリューションの提供を目指し、大和証券との業務提携に向けた準備を進めました。

オウンドメディア「四銀ルーム」の取組み



(地方創生への取組み)

2022年度は、活力あふれた地域を実現するために、様々な取組みを行いました。

高知県日高村の「日高村健康アプリ開発等委託事業」にコンソーシアム企業として参画し、健康アプリの開発や、県下全域への情報展開などにより、地域が抱える課題解決へのサポートに努めました。

「まるけん」コンソーシアムへの参画



四国アライアンスにつきましては、オンラインを活用した商談会やビジネスプランコンテストの開催等、四国創生に資する活動に取り組みました。また、こども食堂等を支援するフードバンクへ食品寄贈を行うフードドライブや、清掃活動とジョギングを組み合わせたプロギングに参加するなど、社会貢献活動にも取り組みました。

※四国アライアンス：四国銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行の4行による四国創生に向けた包括連携

また、高知県における金融機関同士の連携強化を目的に、幡多信用金庫と業務提携を行い、後継者不足等の地域課題解決に向けた事業承継・M&A分野における協働や、行職員の成長及び人財交流を目的とした研修の共同開催等を実施しました。

金融教育事業につきましては、高知県内の教育関係者とのパートナーシップによる、金融教育の継続的な実施が評価され、環境省が主導する21世紀金融行動原則の最優良取組事例として「運営委員長賞」を受賞しました。

(サステナビリティへの取組み)

「サステナビリティ方針」に基づき、水力発電によるCO<sub>2</sub>フリー電気の受給契約、保有施設屋上への太陽光パネルの設置及びEV車両の導入など、カーボンニュートラル実現に向けた取組みを着実に進め、2050年度のカーボンニュートラル実現を表明するとともに、2030年度までにCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比で50%削減する目標を設定しました。

また、「投融资方針 ～持続可能な社会の実現に向けて～」を定め、積極的に支援する事業への融資を推進するとともに、〈四銀〉サステナブルファイナンスの取扱いを開始し、地球環境・社会問題の解決に向けた事業者の皆さまのSDGs・ESGに関する活動を、金融面からサポートする態勢を整えました。

カーボンニュートラル実現に向けた取組み



**【目標】**  
 2030年度のCO<sub>2</sub> 排出量を2013年度比50%削減  
 2050年度のカーボンニュートラル (Scope1、Scope2)



<主要勘定・損益>

預金につきましては、個人預金や法人預金の増加等により、前連結会計年度末比87億円増加の3兆22億円となりました。また、譲渡性預金を含めた預金等につきましては、前連結会計年度末比162億円増加の3兆880億円となりました。

なお、公共債・投資信託・個人年金保険等の預り資産につきましては、投資信託や公共債は増加した一方で、個人年金保険等は、販売は好調でしたが満期償還による減少が上回り、前連結会計年度末比106億円減少の2,422億円となりました。

貸出金につきましては、事業性貸出金の増加等により、前連結会計年度末比673億円増加の1兆9,795億円となりました。

有価証券につきましては、リスク圧縮の観点から外国証券等を売却したことにより、前連結会計年度末比1,366億円減少の8,091億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、国債等債券売却益や株式等売却益の増加等により、前連結会計年度比171億68百万円増加の606億95百万円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額や株式等償却、営業経費は減少しましたが、国債等債券売却損や外国為替売買損の増加等により、前連結会計年度比202億12百万円増加の527億91百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比30億45百万円減少の79億3百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、同23億96百万円減少の55億49百万円となりました。

<資本政策>

株主還元方針を公表するとともに、これまでは1株当たり年間30円であった安定配当を、年間35円に増配しました。

当連結会計年度の配当は、当初の予定どおり、中間配当は17円50銭（実施済み）、期末配当17円50銭の1株当たり年間35円となる予定です。



#### ④ 対処すべき課題

国内での超低金利環境が続く中、人口減少や少子高齢化に伴う後継者不足、デジタル化やカーボンニュートラルへの対応など、地域金融機関を取り巻く経営環境は大きく変化しており、当行に求められる役割は、これまで以上に多様化・高度化していくものと考えております。

このような環境認識のもと、当行は2023年4月から、新たな10年ビジョン「地域と産業を牽引するベスト&リライアブル カンパニー」の実現に向けた変革の第一歩として、期間3年の中期経営計画をスタートさせました。

中期経営計画においては、「10年ビジョンの実現に向けた態勢整備」と「経営体質の強化」の2つの戦略テーマを掲げ、両輪で推進してまいります。

「10年ビジョンの実現に向けた態勢整備」では、地域と産業の情報を収集・分析するシンクタンク機能や地域の課題解決を図る企画・実行機能を強化するとともに、お客さまの企業価値向上に資する法人営業スタイルの変革に取り組むなど、地域と産業を牽引する態勢整備を進めてまいります。

また、大和証券との包括的業務提携を通じた、お客さまの資産形成・運用ニーズに的確にお応えするためのビジネスモデルの構築や、お客さまへの新たな価値提供を目指したデジタル・非対面チャネルの拡充に取り組むほか、従業員のウェルビーイングの実現により、組織の活性化を図ってまいります。

そして、「経営体質の強化」においては、これまでの取り組みを更に磨き上げ、収益力と効率性の向上に取り組んでまいります。

私ども四国銀行グループは、役職員一丸となって「地域と産業を牽引するベスト&リライアブル カンパニー」の実現を目指し、邁進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

【ご参考】

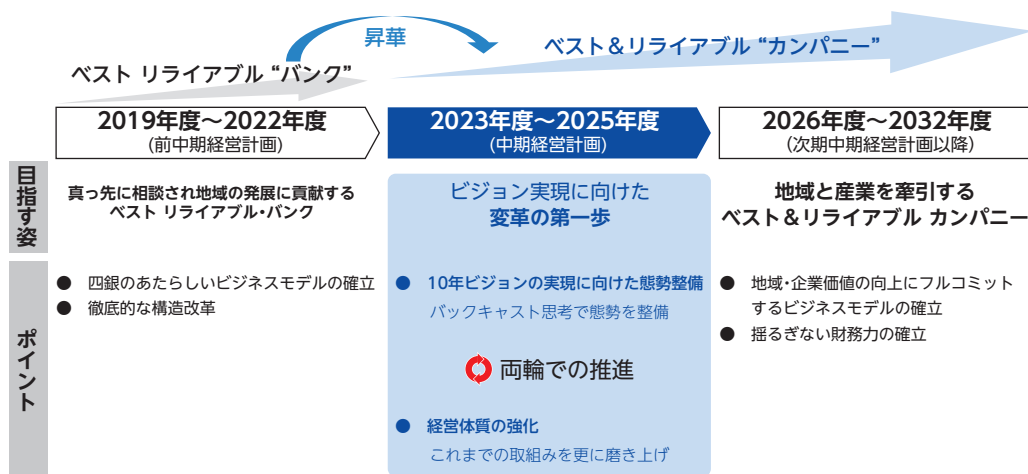
中期経営計画2023（2023年4月～2026年3月）の概要

＜新たな10年ビジョン＞

当行に求められる役割は今後大きく多様化・高度化すると想定する中、金融を基盤とするサービスを通じて、グループ一体で「地域と産業を牽引するベスト&リライアブル カンパニー」を目指します。

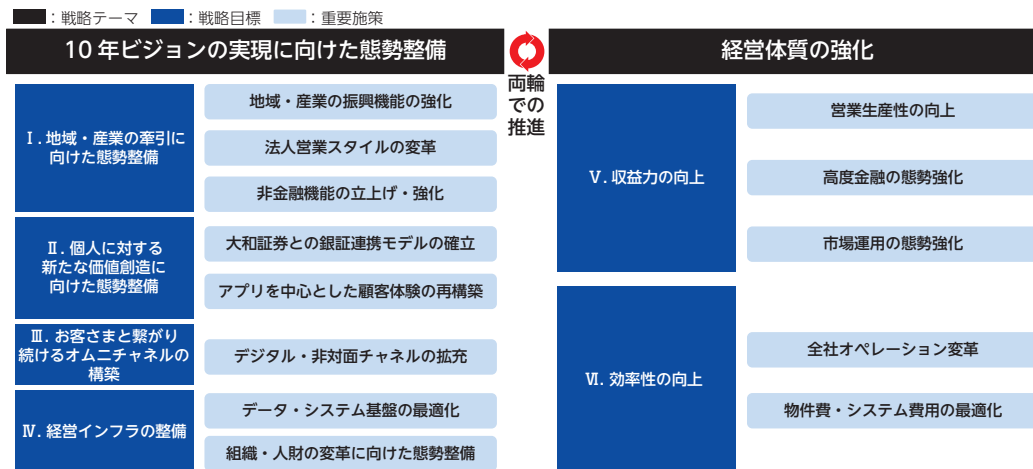
＜中期経営計画の位置付け＞

10年ビジョンの実現に向けた「変革の第一歩」と位置付けております。



<中期経営計画の取組み>

「10年ビジョンの実現に向けた態勢整備」と「経営体質の強化」の2つの戦略テーマを両輪で推進してまいります。



<数値目標>

(財務目標)

項目	2025年度目標
コア業務純益 ※	120億円以上
当期純利益	70億円以上
ROE (株主資本ベース)	5%以上
自己資本比率	8%台半ば
OHR (コア業務粗利益ベース) ※	60%台半ば

※ 投資信託解約益を除く

(コンサルティング機能の発揮に向けた指標)

項目	2025年度目標
お客さまの企業価値の向上 ※1	融資取引先の60%以上
事業所融資先数	13,200先以上
サステナブルファイナンス 実行額 ※2	期間累計 1,000億円以上
事業承継・ M&A 支援件数	期間累計 7,000件以上
非金利収益比率 ※3	16.5%以上
証券口座数	43,000件以上
預り資産等残高 ※4	4,400億円以上

※1 事業所融資取引先の企業価値を簡易算出し、2023年3月末基準と比較して企業価値が増加した取引先の割合  
企業価値＝直近期の自己資本＋（直近3期分の営業利益および減価償却費の合計）

※2 投融资方針に基づく融資、＜四銀＞サステナブルファイナンス、BCファンド、その他 社会課題の解決や持続可能な地域社会の実現に寄与する投融资の実行額

※3 役員取引等利益 ÷ コア業務粗利益（投資信託解約益を除く）

※4 株式、円建債権（個人向け国債含む）、外国債券、投資信託、ファンドラップ、生命保険の合計残高

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

## イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	42,970	41,502	43,527	60,695
経常利益	3,097	9,482	10,948	7,903
親会社株主に帰属する当期純利益	3,096	6,641	7,945	5,549
包括利益	△8,794	22,508	△2,506	△2,922
純資産額	138,003	158,537	154,622	149,959
総資産	2,997,845	3,330,943	3,632,696	3,324,626

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## □ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	2,640,907	2,848,971	2,995,140	3,003,989
定期性預金	1,065,521	1,045,799	1,043,306	995,975
その他	1,575,385	1,803,171	1,951,833	2,008,014
貸 出 金	1,784,366	1,876,629	1,911,893	1,979,205
個人向け	351,754	358,622	361,389	368,299
中小企業向け	861,820	971,104	1,005,953	1,051,560
その他	570,790	546,901	544,551	559,345
商 品 有 価 証 券	5	8	9	26
有 価 証 券	814,191	962,585	941,385	804,704
国 債	142,634	145,023	112,749	112,266
その他	671,557	817,562	828,635	692,438
社 債	—	—	—	—
総 資 産	2,995,959	3,326,734	3,627,523	3,318,702
内 国 為 替 取 扱 高	14,417,555	14,461,525	14,858,174	14,969,455
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 3,905	百万ドル 3,690	百万ドル 4,536	百万ドル 5,213
経 常 利 益	2,691	9,169	10,493	7,715
当 期 純 利 益	2,895	6,525	7,711	5,545
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 68 00	円 銭 153 60	円 銭 184 89	円 銭 132 79
信 託 財 産	54	51	44	44
信 託 報 酬	0	0	0	0

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀 行 業	その他の事業
使 用 人 数	1,231人	33人

注. 使用人数は就業者数であり、執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員は含めておりません。

## (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

## イ 銀行業

株式会社四国銀行

高知県内：本店営業部ほか57店

徳島県内：徳島営業部ほか22店

香川県内：高松支店ほか6店

愛媛県内：松山支店ほか5店

本州地区：東京支店ほか9店

四国保証サービス株式会社：高知本社

四銀代理店株式会社：高知本社

## ロ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
四銀代理店株式会社	高知市南はりまや町一丁目1番1号	—

注. 四銀代理店株式会社は、東津野代理店、美良布代理店、大栃代理店、大田口代理店、久礼代理店、宇佐代理店の業務運営を行っております。

## ハ その他の事業

四銀コンピューターサービス株式会社：高知本社

株式会社四銀地域経済研究所：高知本社

**(5) 企業集団の設備投資の状況**

## イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	2,125
合計	2,125

## □ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	伊野支店新築工事	338
	朝倉南支店新築工事	206
	山田支店新築工事	170
	事務機械やソフトウェアへの投資	700
合計	—	1,414

注1. 伊野支店新築工事及び朝倉南支店新築工事は、2022年度に完成しましたが、2021年度の投資額が含まれておりません。

2. 山田支店新築工事は、2022年度に完成しましたが、2020年度及び2021年度の投資額が含まれておりません。

3. 2022年度に旧香里支店の土地を売却しました。

**(6) 重要な親会社及び子会社等の状況**

## イ 親会社の状況

該当ありません。

## □ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
四銀代理店株式会社	高知市南はりまや町一丁目1番1号	銀行代理業務	百万円 20	% 100.00	—
四国保証サービス株式会社	高知市菜園場町1番21号	信用保証業務	百万円 50	% 100.00	—
四銀コンピューターサービス株式会社	高知県南国市蛸が丘二丁目1番地	コンピューター関連業務	百万円 20	% 60.00	—
株式会社四銀地域経済研究所	高知市菜園場町1番21号	産業・経済・金融の調査研究及び投資事業組合財産の管理・運営業務	百万円 10	% 52.50	—
四銀総合リース株式会社	高知市菜園場町1番21号	リース業務	百万円 50	% 25.37	—

注. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。



- ④ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との提携により、現金自動設備を相互開放し、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携「四国アライアンス」を締結しております。
- ⑥ 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。
- ⑦ 大和証券株式会社との間で、2023年4月に開始する新たな協業態勢構築に向けた包括的業務提携を締結しております。
- ⑧ 幡多信用金庫との間で、地域・お客さまの持続的な成長・発展に貢献することを目的とした「持続可能な地域の実現に向けた業務提携契約」を締結しております。

#### **(7) 事業譲渡等の状況**

該当ありません。

#### **(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当ありません。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山元文明	(代表取締役) 取締役頭取	一般社団法人高知県銀行協会会長	—
大田良継	(代表取締役) 専務取締役	—	—
小林達司	常務取締役	—	—
須賀昌彦	常務取締役	—	—
橋谷正人	取締役本店営業部長	—	—
白石功	取締役総合企画部長	—	—
濱田博之	取締役営業統括部長	—	—
伊東瑞文	取締役徳島営業本部長	—	—
尾崎嘉則	取締役(社外取締役)	学校法人安田学園教育会理事長	注1
熊沢慎一郎	取締役監査等委員	—	注2
濱田正博	取締役監査等委員(社外取締役)	—	注1
稲田知江子	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士 (ひいらぎ法律事務所)	注1
金本康	取締役監査等委員(社外取締役)	税理士 (金本康税理士事務所)	注1、注3
酒井俊和	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士(弁護士法人 キャストグローバル)	注1

注1. 尾崎嘉則、濱田正博、稲田知江子、金本康及び酒井俊和の5氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

2. 熊沢慎一郎氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員に共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 監査等委員金本康氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ・当該方針の決定方法

取締役の個人別報酬等の内容について、次の内容とすることを取締役会において決定しております。

#### ・当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としております。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、当行の持続的成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、業績連動型の譲渡制限付株式報酬を含む体系としております。監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協議を経て、役位及び前年度の業績等に応じて取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、役位別に定めた固定報酬と業績連動型の譲渡制限付株式報酬で構成されております。譲渡制限付株式報酬につきましては、役位別固定部分と役位別変動部分で構成されており、役位別変動部分は前年度の当行単体の当期純利益の目標値と実績値の乖離率に応じて変動することとしております。この当期純利益は、総合的な収益力を表す指標であり、中期経営計画における財務目標として毎年設定することから、業績連動に係る指標として選択しております。また、この譲渡制限付株式報酬の固定報酬に対する支給割合は12%～22%としております。

役位別に定めた固定報酬は、毎月支給しております。また、業績連動型の譲渡制限付株式報酬は、各事業年度につき、前事業年度に関する定時株主総会終結後から当該事業

年度に関する定時株主総会終結時までの期間の職務執行の対価として、原則として前事業年度に関する定時株主総会終結時から1カ月が経過する日までの間に取締役会を開催し、その決議に基づき、法定の期間を経て速やかに支給しております。なお、当事業年度における譲渡制限付株式報酬の支給日は2022年8月9日であります。

当事業年度の実務取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等につきましては、2018年4月から6月にかけて開催したガバナンス委員会の協議を経て、2018年6月26日開催の実務取締役会において決定した報酬体系に基づき、支給しました。なお、この報酬体系は、2021年5月24日及び2022年5月23日開催のガバナンス委員会において適切性を検証し、その結果を2021年6月29日及び2022年6月27日開催の実務取締役会に報告しております。

また、業績連動型の譲渡制限付株式報酬につきましては、報酬体系に定められた内容に基づく具体的な支給額を2021年7月26日及び2022年7月25日の取締役会において決定しました。監査等委員である実務取締役の報酬等につきましては、2021年6月29日及び2022年6月29日開催の監査等委員会において監査等委員である実務取締役の協議により決定しました。

- ・当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、毎年ガバナンス委員会において2018年6月に決定した報酬体系の適切性の検証を行っているため、取締役会もその検証結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## ② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	業績連動報酬等
取締役（監査等委員であるものを除く。）	9人	157	121	36
取 締 役（監 査 等 委 員）	5人	42	42	—
計	14人	199	163	36

注1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等には、使用人分報酬等58百万円（うち賞与14百万円）が含まれておりません。

2. 業績連動報酬等は全て非金銭報酬等であり、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額であります。

3. 譲渡制限付株式報酬については、①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであり、業績連動に係る指標となった当期純利益の推移は1（2）口、当行の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

4. 株主総会で定められた報酬等限度額は以下のとおりであります。

2018年6月26日開催の定時株主総会において決議された、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬等限度額は年額216百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）（同定時株主総会終結時の員数は7名（うち社外取締役1名））、別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額70百万円以内（同定時株主総会終結時の員数は6名）、監査等委員である取締役に対する報酬等限度額は年額70百万円以内（同定時株主総会終結時の員数は6名）であります。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
尾 崎 嘉 則	当行は社外取締役及び取締役監査等委員との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
熊 沢 慎一郎	
濱 田 正 博	
稲 田 知江子	
金 本 康	
酒 井 俊 和	

## (4) 補償契約

該当ありません。

## (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役	当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当行取締役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当行が負担しております。ただし、犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としているほか、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
尾崎 嘉 則	学校法人安田学園教育会 理事長 当行と同法人との間には特別の関係はありません。
稲 田 知江子	弁護士（ひいらぎ法律事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
金 本 康	税理士（金本康税理士事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
酒 井 俊 和	弁護士（弁護士法人キャストグローバル） 当行と同法人との間には特別の関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
尾崎 嘉 則	7年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	企業経営者としての経営に関する幅広い知識と経験に基づく視点から監督機能を果たすことを期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。
濱 田 正 博	7年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から監査・監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
稲田 知江子	5年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	弁護士としての豊富な専門知識と実務経験に基づく視点から監査・監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。
金本 康	2年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	税理士としての豊富な専門知識と実務経験に基づく視点から監査・監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。
酒井 俊和	2年10ヵ月	当期開催の取締役会15回のうち12回に出席、また、監査等委員会15回のうち14回に出席しております。	弁護士としての豊富な専門知識と実務経験に基づく視点から監査・監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	30 (うち報酬以外 -)	-

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。



#### 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株  
 発行済株式の総数 42,900千株  
 (自己株式1,123千株を含む)

(2) 当年度末株主数 24,932名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,547 千株	8.49 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,604	6.23
明治安田生命保険相互会社	1,815	4.34
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1,171	2.80
日亜化学工業株式会社	988	2.36
四国銀行従業員持株会	939	2.24
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	704	1.68
損害保険ジャパン株式会社	644	1.54
SMB C日興証券株式会社	547	1.30
日本生命保険相互会社	539	1.29

注1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（1,123,232株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	8人	普通株式 43,200株
社外取締役 (監査等委員であるものを除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
	①名称	株式会社四国銀行第1回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2012年8月8日	
	③新株予約権の数	209個	
	④目的となる株式の種類及び数	4,180株	
	⑤新株予約権の行使期間	2012年8月9日から 2042年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第2回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2013年8月6日	
	③新株予約権の数	166個	
	④目的となる株式の種類及び数	3,320株	
	⑤新株予約権の行使期間	2013年8月7日から 2043年8月6日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第3回新株予約権	2人
	②新株予約権の割当日	2014年8月12日	
	③新株予約権の数	407個	
	④目的となる株式の種類及び数	8,140株	
	⑤新株予約権の行使期間	2014年8月13日から 2044年8月12日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第4回新株予約権	2人
	②新株予約権の割当日	2015年8月11日	
	③新株予約権の数	378個	
	④目的となる株式の種類及び数	7,560株	
	⑤新株予約権の行使期間	2015年8月12日から 2045年8月11日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第5回新株予約権	3人
	②新株予約権の割当日	2016年8月9日	
	③新株予約権の数	856個	
	④目的となる株式の種類及び数	17,120株	
	⑤新株予約権の行使期間	2016年8月10日から 2046年8月9日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第6回新株予約権	3人
	②新株予約権の割当日	2017年8月8日	
	③新株予約権の数	565個	
	④目的となる株式の種類及び数	11,300株	
	⑤新株予約権の行使期間	2017年8月9日から 2047年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)	—	—	—
監査等委員である取締役	—	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等  
該当ありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 大村真敏	61	注2、注3
指定有限責任社員 刀禰哲朗		

注1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

2. 報酬等には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の報酬等として、貸倒引当金制度の高度化のための助言・支援業務が含まれております。

3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算定根拠等について説明を受け、適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は61百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 補償契約

該当ありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人がその職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると監査等委員会が判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

### <業務の適正を確保する体制>

当行は、取締役会における決議により、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じることで、内部統制システムの実効性の向上に努めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、法令、定款、行内諸規程及び企業倫理に従った行動をとるための行動規範等を定める。
  - ② コンプライアンスへの取り組みを横断的に統括する部門を設置し、遵守状況等の点検、指導、教育を行う。また、内部監査部門は、コンプライアンス統括部門と連携の上、コンプライアンス体制の整備状況と有効性を監査する。これらの活動は、定期的に取り締役に報告する。
  - ③ 法令、定款等に違反する行為を発見した場合の相談・通報体制として内部通報体制を構築する。この体制には、相談・通報者がいかなる不利益な扱いも受けないことを保証することを含む。
  - ④ 反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、組織全体としての対応体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務執行に係る情報は、保存場所、保存期限等、その取り扱いを定める行内規程に従い、体系的かつ確実に保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。
  - ② 保存・保管された情報は、取締役の求めに応じて、いつでも閲覧可能とする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理に関する基本方針を定めた行内規程に基づき統合的リスク管理部門を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとにリスク管理部門を定めて当該リスクを管理する。
  - ② 統合的リスク管理部門及びリスクカテゴリーごとのリスク管理部門は、リスク管理に関する行内規程について整備・見直しを図る。
  - ③ リスクの保有状況・管理態勢の定期的な把握と適切な対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。

- ④ リスク管理態勢の有効性・適切性を検証する内部監査部門を設置し、そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会に報告する。また、内部監査部門は頭取の直轄とするなど、他の部門から独立して機能が十分発揮できるよう態勢を構築する。
- ⑤ 災害等で銀行の機能が重大な損害を被り、業務の遂行が困難になった場合の緊急措置及び行動基準を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開を図るため、危機管理計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントは、取締役会が策定する中期経営計画及び年度経営計画に基づき、業務分掌に定める各部署が経営計画の達成に向けた具体的な行動計画を策定し、推進する。
- ② 経営計画の進捗管理と対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- ③ 業務執行のマネジメントでは、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項は全て取締役会に付議することを遵守するほか、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとる。
- ④ 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行及びグループ会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、常に連携を密にし、業務の適正を確保して効率的かつ健全に発展することを、業務運営の基本とする。
- ② グループ会社におけるコンプライアンスやリスク管理を横断的に推進・支援するための、当行におけるグループ会社の管理体制及び重要な業務運営についての事前協議・定例報告事項等を定めたグループの統括規程を制定し、グループ会社の業務の適正を確保する体制を構築する。
- ③ 当行は、グループ会社において、その規模・業態等に応じて、当行に準じたリスク管理体制を構築させるものとし、当行が設置する委員会において、グループ会社におけるリスクの保有状況・管理体制の定期的な把握と対応策について審議する。
- ④ 当行の役付取締役、常勤監査等委員及び所管部長はグループ会社の取締役、監査役に就任し、業務の執行状況を監視・監督する。
- ⑤ 当行の内部監査部門は、当行及びグループ会社の内部監査を実施する。そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく当行の常務会、監査等委員会及び取締役会に報告する。
- ⑥ グループ会社における法令、定款等に違反する行為の早期発見のため、当行が定める内部通報体制は、グループ会社にも適用する。
- ⑦ 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
  - ① 監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、専任の使用人を置く。
  - ② 前記の使用人は、監査等委員会の事務局を担う。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動、人事評価、処分等は、監査等委員会の意見を徴する。
  - ② 前記の使用人は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮・命令下で職務を遂行する。
- (8) 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人による当行の監査等委員会への報告に関する体制及び当行の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ① 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人は、法令に定める事項のほか、行内諸規程に従い、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、グループ会社の重要な経営・業務執行その他重要な業務執行等について、当行の監査等委員会に報告を行う。
  - ② 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人は、当行の監査等委員会の定めるところに従い、当行の監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。当行の監査等委員会は、職責を全うするための体制の確保において、監査等委員会規程及び報告・情報提供事項を定めた監査等委員会監査等基準に定める権利を行使できる。
  - ③ 当行は、内部通報制度による相談・通報を行った当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人が、当該相談・通報を行ったことによりいかなる不利益な扱いも受けないことを保証する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針  
監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当行は速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査等委員は、常務会等の主要な会議に出席し、出席者との意見交換や情報の収集を行うことができる。

- ② 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査等委員会との相互認識を深めるよう努める。
- ③ 監査等委員会が定めた報告・情報提供事項は、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が直ちに検索可能とする体制を構築し、全行に周知・徹底を行う。
- ④ 内部監査部門である監査部は、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の充実・強化に努める。
- ⑤ 監査部長の任命・異動については監査等委員会の事前同意を要する。
- ⑥ 監査等委員会は、監査に必要があるときは、独自に弁護士、公認会計士等の専門家と契約を行うことができる。

#### <業務の適正を確保する体制の運用状況の概要>

当行では、内部統制システムの整備について、各業務の所管部が連携して定例的に点検を行い、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第209期）における運用状況の概要は、次のとおりです。

#### (1) 取締役の職務執行

- ① 定例取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催し、法令または定款で定められた経営上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 取締役会において決定すべきとされる事項を除く日常の職務執行に際しては、権限の委譲を行い、職務決裁権限規定、業務分掌規定等に則り、職務を執行しております。

#### (2) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス・プログラムを取締役会より委任を受けた常務会で定め、月1回開催するリスク管理委員会で進捗状況をモニタリングするとともに、反社会的勢力との関係遮断などについて審議を行い、その内容については、取締役会に報告しております。
- ② コンプライアンスの啓発を推進するため、各種勉強会を開催しております。また、内部通報制度の整備・強化に努め、制度の内容を含めて、全行に周知・徹底を図っております。

#### (3) リスク管理体制

- ① リスク管理を適切に行うため、各種の管理規定の整備・見直しに努め、その内容については、全行に周知・徹底を図っております。



- ② 業務運営に内在するリスクについては、リスク統括部門が想定されるリスク分析を行い、月1回開催するALM委員会（収益とリスクを統合的に管理し、安定的な収益確保を目的として設置）で審議のうえ、取締役会に報告しております。なお、当事業年度は海外金利上昇への対応を審議するため、臨時ALM委員会を5回開催し、審議結果を取締役に報告しました。

(4) グループ会社の管理体制

- ① グループ会社5社に対して、当行のリスク統括部門がリスクの保有状況や管理態勢について確認を行うとともに、内部監査部門が総合監査を実施し、その内容を当行の常務会等に報告しております。
- ② グループ会社の業務執行状況については、当行の取締役会に4回報告しております。

(5) 監査等委員の職務執行

- ① 監査等委員は、取締役会のほか、ALM委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、コンプライアンスや重要な意思決定の過程及び執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要書類の監査を行っております。
- ② 代表取締役との間で4回の会合を開催し、当行の課題、監査上の重要な課題等について意見交換を行うとともに、三様監査会議（監査等委員、監査部、会計監査人）を3回、内部監査部門との会合を12回開催し、情報交換や意見交換を行っております。

**9 特定完全子会社に関する事項**

該当ありません。

**10 親会社等との間の取引に関する事項**

該当ありません。

**11 会計参与に関する事項**

(1) 責任限定契約

該当ありません。

(2) 補償契約

該当ありません。

**12 その他**

該当ありません。

## 第209期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	411,090	預金	3,003,989
預金	31,478	当座	180,657
預け	379,612	普通	1,711,151
一	466	貯蓄	47,209
入	12,473	定期	2,118
品	26	預積	985,018
口	26	預積	10,956
金	2,000	預積	66,877
有	804,704	預積	87,795
の	112,266	預積	33,874
他	235,102	預積	8,359
の	148,785	預積	8,359
出	46,872	預積	7
の	261,678	預積	0
手	1,979,205	預積	6
引	5,387	預積	33,420
形	45,307	預積	137
書	1,747,667	預積	1,079
座	180,842	預積	1,303
為	15,422	預積	0
預	15,344	預積	5,035
為	77	預積	1,662
資	63,455	預積	85
取	301	預積	139
入	1,758	預積	23,977
生	14	預積	15
入	1,699	預積	402
入	1,644	預積	4,141
入	50,000	預積	4,104
入	8,039	預積	3,176,111
入	34,303	預積	25,000
入	10,500	預積	6,563
入	22,317	預積	6,563
入	78	預積	100,995
入	0	預積	18,436
入	1,406	預積	82,558
入	1,941	預積	70,000
入	1,906	預積	12,558
入	34	預積	△ 1,027
入	3,706	預積	131,531
入	266	預積	3,507
入	4,104	預積	△ 1,145
入	△ 14,465	預積	8,640
入		預積	11,002
入		預積	58
入		預積	142,591
入		預積	3,318,702
入		預積	3,318,702

## 第209期 (2022年 4月 1日から 2023年 3月 31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	60,700
経資	31,091	
貸付金	20,444	
貸付金	10,313	
貸付金	△ 49	
貸付金	306	
貸付金	16	
貸付金	59	
貸付金	0	
貸付金	7,812	
貸付金	1,801	
貸付金	6,011	
貸付金	16,074	
貸付金	0	
貸付金	15,853	
貸付金	1	
貸付金	219	
貸付金	5,721	
貸付金	179	
貸付金	4,875	
貸付金	113	
貸付金	553	
経資	1,790	52,984
貸付金	361	
貸付金	6	
貸付金	15	
貸付金	994	
貸付金	120	
貸付金	291	
貸付金	△ 0	
貸付金	2,781	
貸付金	162	
貸付金	2,618	
貸付金	25,560	
貸付金	1,582	
貸付金	21,152	
貸付金	2,388	
貸付金	437	
貸付金	22,234	
貸付金	617	
貸付金	411	
貸付金	23	
貸付金	44	
貸付金	29	
貸付金	109	
経特		7,715
特	89	89
特		101
特	34	
特	66	
特		7,703
特	38	
特	2,119	
特		2,157
特		5,545

第209期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	411,090	預 金	3,002,216
コールローン及び買入手形	466	譲 渡 性 預 金	85,795
買 入 金 銭 債 権	12,473	債券貸借取引受入担保金	33,874
商 品 有 価 証 券	26	借 用 金	8,359
金 銭 の 信 託	2,000	外 国 為 替	7
有 価 証 券	809,131	そ の 他 負 債	35,310
貸 出 金	1,979,584	退 職 給 付 に 係 る 負 債	76
外 国 為 替	15,422	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7
そ の 他 資 産	63,466	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	402
有 形 固 定 資 産	34,452	繰 延 税 金 負 債	368
建 物	10,590	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,141
土 地	22,373	支 払 承 諾	4,104
リ ー ス 資 産	78	負 債 の 部 合 計	3,174,666
建 設 仮 勘 定	0	(純資産の部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,408	資 本 金	25,000
無 形 固 定 資 産	1,945	資 本 剰 余 金	9,699
ソ フ ト ウ ェ ア	1,909	利 益 剰 余 金	103,783
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	36	自 己 株 式	△ 1,418
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,607	株 主 資 本 合 計	137,064
繰 延 税 金 資 産	19	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,871
支 払 承 諾 見 返	4,104	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,145
貸 倒 引 当 金	△ 15,164	土 地 再 評 価 差 額 金	8,640
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,332
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	12,698
		新 株 予 約 権	58
		非 支 配 株 主 持 分	138
		純 資 産 の 部 合 計	149,959
資 産 の 部 合 計	3,324,626	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,324,626

第209期 (2022年4月1日から  
2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		60,695
資金運用収益	30,728	
貸出金利息	20,453	
有価証券利息配当金	9,941	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 49	
預け金利息	306	
その他の受入利息	76	
信託報酬	0	
役務取引等収益	8,049	
その他の業務収益	16,074	
その他の経常収益	5,842	
償却債権取立益	179	
その他の経常収益	5,662	
経常費用		52,791
資金調達費用	1,790	
預金利息	361	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	15	
債券貸借取引支払利息	994	
借入金利息	120	
その他の支払利息	291	
役務取引等費用	2,246	
その他の業務費用	25,560	
営業経常費用	22,353	
その他の経常費用	840	
貸倒引当金繰入額	602	
その他の経常費用	238	
経常利益		7,903
特別利益		89
固定資産処分益	89	
特別損失		101
固定資産処分損失	34	
減損	66	
税金等調整前当期純利益		7,891
法人税、住民税及び事業税	224	
法人税等調整額	2,114	
法人税等合計		2,339
当期純利益		5,552
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		5,549

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社 四国銀行  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社四国銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第209期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者にとって重要な不確実性を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社 四国銀行  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲朗  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社四国銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社四国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第209期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 四国銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	熊 沢 慎一郎	㊟
監査等委員	濱 田 正 博	㊟
監査等委員	稲 田 知江子	㊟
監査等委員	金 本 康	㊟
監査等委員	酒 井 俊 和	㊟

(注) 監査等委員 濱田正博、稲田知江子、金本康及び酒井俊和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



(ご参考)

## 第209期末信託財産残高表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	44	金 銭 信 託	44
合 計	44	合 計	44

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 共同信託他社管理財産－百万円  
3. 元本補填契約のある信託は、2023年3月31日現在取扱っておりません。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 会社提案

第1号議案、第2号議案は、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当行の株主還元方針は、1株当たり年間35円の安定配当を維持しつつ、経済情勢や財務状況、業績見通し等を勘案した柔軟な株主還元を実施することとしております。

当期末の配当金につきましては、この方針に基づきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当行普通株式1株につき金17円50銭 総額731,093,440円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 5,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 5,000,000,000円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位等
1	山元文明 <small>やまもとふみあき</small> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	取締役頭取
2	小林達司 <small>こばやし たつじ</small> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	常務取締役
3	須賀昌彦 <small>すかまさひこ</small> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	常務取締役
4	橋谷正人 <small>はし たにまさ と</small> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	取締役本店営業部長
5	白石功 <small>しら いし いさお</small> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	取締役総合企画部長
6	濱田博之 <small>はま だ ひろ ゆき</small> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	取締役営業統括部長
7	伊東瑞文 <small>いとう みつ ふみ</small> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span>	取締役徳島営業本部長
8	常光憲 <small>つね みつ けん</small> <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">新任</span>	コンサルティング部長
9	尾崎嘉則 <small>お ざき よし のり</small> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #808080; color: white; padding: 2px;">独立役員</span> 取締役	

※ 独立役員 …… 東京証券取引所届出独立役員

候補者  
番号 **1** やまもと ふみ あき  
**山元 文明** (1954年9月24日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：52,216株

■ 2022年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 当行入行  
1997年7月 当行総合企画部長代理  
2006年6月 当行総合管理部長  
2010年6月 当行取締役総合企画部長  
2014年6月 当行常務取締役  
2015年6月 当行専務取締役

2016年4月 当行取締役頭取  
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人高知県銀行協会会長

■ 取締役候補者とした理由

2010年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2015年6月から専務取締役、2016年4月から取締役頭取としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 **2** こばやし たつ じ  
**小林 達司** (1960年6月4日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：28,221株

■ 2022年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当行入行  
2003年2月 当行総合企画部長代理  
2012年2月 当行総合企画部副部長

2014年6月 当行執行役員総合企画部長  
2016年6月 当行取締役総合企画部長  
2018年6月 当行常務取締役  
現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2016年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2018年6月から常務取締役をつとめ、企画部門、リスク管理部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 3 <sup>す か</sup> 須賀 <sup>まさ ひこ</sup> 昌彦 (1962年9月17日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：20,964株

■ 2022年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2015年6月	当行執行役員東京支店長
2007年2月	当行丸亀南支店長	2017年6月	当行執行役員神戸支店長
2008年7月	当行徳島中央支店長	2019年4月	当行執行役員徳島営業本部長
2012年2月	当行広島支店長	2019年6月	当行取締役徳島営業本部長
2014年6月	当行東京支店長	2022年6月	当行常務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2019年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2022年6月から常務取締役をつとめ、営業部門、市場部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 4 <sup>はし たに</sup> 橋谷 <sup>まさ と</sup> 正人 (1960年12月14日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：16,539株

■ 2022年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2015年6月	当行岡山支店長
2004年7月	当行中村駅前支店長	2017年6月	当行執行役員営業統括部長
2007年2月	当行守口支店長	2020年6月	当行取締役営業統括部長
2010年2月	当行営業統括部長代理	2021年6月	当行取締役本店営業部長 現在に至る
2012年6月	当行丸亀支店長		

■ 取締役候補者とした理由

営業、営業統括業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2020年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 5 <sup>しら いし</sup> 白石 <sup>いさお</sup> 功 (1962年9月13日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：15,362株

■ 2022年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2017年6月	当行東京支店長
2008年7月	当行香長支店長	2018年6月	当行審査部長
2010年6月	当行坂出支店長	2020年6月	当行取締役審査部長
2013年2月	当行尼崎支店長	2022年3月	当行取締役総合企画部長
2015年6月	当行大阪支店長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

営業、審査業務、企画業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2020年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 6 <sup>はま だ</sup> 濱田 <sup>ひろ ゆき</sup> 博之 (1965年6月14日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：10,843株

■ 2022年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行	2017年3月	当行帯屋町支店長
2012年8月	当行松茂支店長	2018年6月	当行事務統括部長
2014年6月	当行松山南支店長	2021年6月	当行取締役営業統括部長
			現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

事務統括、営業統括業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2021年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 **7** いとう **伊東** みつ ぶみ **瑞文** (1967年11月8日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：4,867株

■ 2022年度の取締役会出席状況：100% (11回/11回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	当行入行	2018年6月	当行総合企画部長
2009年8月	当行お客さまサポート部長代理	2020年3月	当行中村支店長
2014年6月	当行お客さまサポート部長	2021年4月	当行中村支店長兼入野出張所長
2016年4月	当行法人サポート部長	2022年6月	当行取締役徳島営業本部長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

営業、コンサルティング統括、企画統括業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2022年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 **8** つね みつ **常光** けん **憲** (1969年3月24日生)

新任

■ 所有する当行株式の数：2,484株

■ 2022年度の取締役会出席状況：—

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	当行入行	2018年6月	当行法人サポート部長
2012年2月	当行人事部長代理	2019年4月	当行コンサルティング部長
2016年9月	当行桂浜通支店長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

1991年より、当行の一員として営業、人事、コンサルティング統括業務等で豊富な経験を有しており、当行の業務に精通しています。その経験や知見を取締役として活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 9 おざき よしのり  
尾崎 嘉則 (1953年1月13日生)

再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数：10,015株

■ 2022年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	安田生命保険相互会社入社	2015年6月	当行取締役（現職）
2000年4月	同社企業金融部部长	2017年3月	明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長退任
2004年1月	（合併により明治安田生命保険 相互会社に改称）	2017年4月	明治安田生命保険相互会社顧問
2005年7月	同社取締役融資部長	2018年3月	明治安田生命保険相互会社顧問退任
2008年4月	同社常務執行役	2018年5月	学校法人安田学園教育会理事長 （現職）
2011年4月	同社専務執行役		現在に至る
2012年7月	同社取締役執行役員副社長		
2014年7月	明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長		

### ■ 重要な兼職の状況

学校法人安田学園教育会理事長

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2015年6月から当行の社外取締役就任以来、企業経営者としての豊富な経験及び見識を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、取締役の選解任、役付取締役の選定、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬、その他コーポレートガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行うガバナンス委員会の議長として、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、監督機能の強化に貢献しています。企業経営経験者としての知見や経験を反映していただくことで、当行の持続的成長と企業価値の向上が期待できることから、社外取締役候補者としたものであります。

なお、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

注1. 取締役候補者と当行との間における特別な利害関係は次のとおりであります。

- (1) 須賀昌彦氏と当行の間には、通常の融資取引があります。
- (2) 濱田博之氏と当行の間には、保証債務取引があります。
- (3) 常光憲氏と当行の間には、通常の融資取引があります。
- (4) その他の取締役候補者と当行の間には、特別な利害関係はありません。

2. 尾崎嘉則氏は社外取締役候補者であります。

3. 尾崎嘉則氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

4. 尾崎嘉則氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

5. 当行は、尾崎嘉則氏との間に、会社法第423条第1項に基づく責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、当行と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

6. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者（新任取締役候補者を除きます。）は当該保険契約の被保険者になっており、本議案が原案通り承認可決され、各候補者が当行の取締役に就任した場合、新任取締役候補者を含む各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。又、任期途中において、次回更新時に同内容での更新を予定しております。



## 〔ご参考〕「スキル・マトリックス」

取締役候補者及び監査等委員である取締役の専門性と経験は、以下のとおりであります。

氏名	企業経営	人事マネジメント	デジタル戦略	コンサルティング/ 地方創生	市場運用	リスクマネジメント	財務・会計	法律
監査等委員でない取締役	山元 文明	○	○	○		○	○	○
	小林 達司	○		○		○	○	○
	須賀 昌彦				○	○		
	橋谷 正人				○			
	白石 功	○			○			○
	濱田 博之			○	○			
	伊東 瑞文	○			○			○
	常光 憲	新任	○		○			
	尾崎 嘉則	社外	○	○		○	○	
監査等委員である取締役	熊沢 慎一郎		○		○			
	濱田 正博	社外			○			
	稲田 知江子	社外						○
	金本 康	社外					○	
	酒井 俊和	社外						○

※上記は、各人の有するすべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

## スキルの定義

### ■企業運営に必要な基本的なスキル

スキル	スキル定義
企業経営	企業統治及び中長期な経営戦略を策定・管理するための知識・経験を有している。
財務・会計	財務・会計に関する知識・経験を有している。
法律	法務に関する高度な専門性を有している。

### ■中期経営計画を実現するために必要なスキル

スキル	スキル定義
人事マネジメント	多様な人材が活躍できる仕組みの整備や適正な人事・労務管理を行うための知識・経験を有している。
デジタル戦略	デジタルを活用した業務改革やビジネス戦略を策定・管理するための知識・経験を有している。
コンサルティング/ 地方創生	お客さまや地域の課題解決に向けた事業戦略を策定・管理するための知識・経験を有している。
市場運用	中長期的な企業価値の向上に資する運用戦略を策定・管理するための知識・経験を有している。
リスクマネジメント	当行に存在するリスクを適切に管理・運営するための知識・経験を有している。

## 株主提案

第3号議案から第10号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、310個であります。

議案の「提案理由」は、事実認識を含め提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

### 第3号議案 定款新設の件（第三者委員会の設置について）

#### 1. 提案内容

情報公開度を高めるため、第三者委員会設置の定款新設を願う。

#### 2. 提案理由

1 過去に、闘犬センター問題・旧土電問題・継続融資先A医療法人・愛媛県豪雨補助金詐欺で起訴された(株)宇和特紙に対する融資。大型融資の経過・事件性の解決・未解決の情報公開はすべてなし。また大和証券問題は公開討論会を開くべき。経営陣だけの審議ではすべて霧の中。例題。旧土電から、とさでん交通に経営が移行しても純損失は継続中。むしろ経営悪化はひどくなるばかり。四銀—高知県—とさでん交通というトライアングルで先送りしても、市民・県民負担は増すばかり。割安切符で市民・県民に撒き餌では、誤魔化せない。融資は不良貸し付けが付き物。しかし、株主代表訴訟の2010年9月の判決。株主に押し付け自ら裁判起こさない監査役。その結果、監査役の形骸化は丸見え。大型事件の報告は監査役が主役。四銀監査役には無理。その為第三者委員会設置がいる。公文書制度で揺れる国。四銀に情報公開制度の確立を要望する。

### 第3号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当行は、ディスクロージャー制度や行内ルール等に基づき、必要事項を適切に開示しております。

融資案件の判断及び実行後の管理については、担当部門により適切に運営・管理されております。また、重要度の高い事案については、適宜、取締役会に報告される態勢となつてい

ともに、株主の負託を受けた監査等委員会が、取締役の職務の執行を監査する法定の独立の機関として、その職務を適正に執行しております。

融資案件においては、お客さまの様々な情報が含まれており、守秘義務の観点からも、第三者委員会を設置し、過度に情報開示を行うことは必ずしも最善の対応策であるとは考えておりません。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第4号議案 定款新設の件（株主報告書・包括による経費等の作成及び株主に対する情報公開について）

### 1. 提案内容

「大和証券」との提携に伴い、FA部独自の株主報告書・包括による経費等（四半期ごと）を作成し、株主に対し情報公開する定款の新設を願う。

### 2. 提案理由

証券業務は四国アライアンスで完璧と考えていた。しかし、大和と四銀は包括提携に合意し、4月から約60名大和証券から出向者を受け入れる。巷では大和証券のリストラ対策に四銀は利用されているとの声もある。また大和証券は「仕組債御三家」の一角と呼ばれるほど積極的に販売した有名な会社である。株主は「四国アライアンス」の誕生で安心していった。四銀は高知県が地盤である。四銀にある証券口座は大和に移管し、120人態勢のFA部を新設する。その部長は大和堀内氏が就任するという。この提携は、四銀の経営成績に連動する大転換である。四銀は最高裁で判例を作った、稀で貴重な実績のある会社。今回、四銀が得意とするトライアングルは構築できない。地域の顧客基盤を金融商品に関する高度な知見を持つプロ集団にすべて任す作戦。株主は、これから益々厳しく経費・利益等を注視・監視しなければならない。

## 第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当行は、お客さまに対してより高付加価値な金融サービス・ソリューションを提供するた

め、本年4月より大和証券株式会社との包括的な業務提携を開始いたしました。提携にあたっては、戦略面・収益面・費用面等、十分な議論を行い、その結果、本提携が当行の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。本提携による収益、費用等を含めた財務諸表につきましては、会計ルールに則って適切に開示してまいります。また、本提携による効果等については、ディスクロージャー制度の趣旨に則り、適宜、適切に開示していく方針であります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第5号議案 定款新設の件（会社経費による叙勲協賛広告の禁止について）

### 1. 提案内容

元頭取に対する「叙勲等の協賛広告」は個人的な事。会社経費の流用を認めないとの定款新設を願う。

### 2. 提案理由

昨年、高知新聞に両開きで、元頭取青木章泰氏の叙勲祝の協賛広告が新聞に掲載された。青木氏は株主代表訴訟の2010年9月の判決裁判関係等で取締役就任期間中の人物である。株主は経費出費には納得しない。四国銀行は協賛広告を出していた。他県他行で聞けば、叙勲に関する協賛広告の経費出費はしない。新聞記事だけの扱いという。叙勲はあくまでも個人的な事。株主は会社経費流用の「叙勲協賛広告費」は禁止すべきとの定款新設をしなければ、商工会議所最高顧問の引退時も協賛広告がありの一抹の不安を株主は抱える為。会社経費の流用を認めない定款新設を願う。

## 第5号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当行では、経費の使用に関しては行内ルールに基づき、適切に管理・運営を行っております。

2022年1月4日に高知新聞に掲載された青木章泰氏の叙勲に関する広告については、当行は協賛者の立場であります。当該広告には、高知県下から150社（当行含む。）の協賛があり、

同氏が当行OBであることを踏まえれば、当行が協賛をすることは社会通念上の常識の範囲であると考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第6号議案 定款新設の件（取締役の報酬額の開示について）

### 1. 提案内容

取締役の報酬額を個別開示にせよ。定款新設を願う。

### 2. 提案理由

- 1 2018年6月26日開催の四銀定時株主総会で取締役の報酬について決議されている。
- 2 また、四銀は取締役報酬について、毎年ガバナンス委員会において適切な検証結果を判断基準としているとの報告であるが、毎年全国的に、個別報酬額に対する開示要求は高まっている。輝かしい判例を作った四銀である。ここで情報公開に積極的になるべきだ。全国に先駆け個別開示の定款新設を願いたい。

## 第6号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

取締役に支給した報酬等につきましては、会社法等に基づき、事業報告及び有価証券報告書において、監査等委員であるものを除く取締役及び監査等委員である取締役の区分ごとに、固定報酬及び業績連動報酬等のそれぞれの総額及び支給人数を開示しており、経営に係るコストの開示として十分であると考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第7号議案 定款新設の件（賛成比率を委任状を含む出席議決権個数に占める割合とすることについて）

### 1. 提案内容

賛成比率は、総議決権個数に占める割合ではなく、委任状を含む出席議決権個数に占める割合と規定することを定款に定める。

## 2. 提案理由

第208期定時株主総会において、第207期と同様に「相談役・顧問廃止」を求める定款一部変更の件を提出した。しかし、委任状を含む出席議決権の個数を分母とせず、総議決権個数を分母とした。その結果、賛成議決権個数割合が8.6%になり否決された。議決権を放棄した株主まで、割合に入れる賛成比率は株主意見を反映させないことになる。明確な意見を反映さすため、委任状を含む出席議決権の個数を分母とする定款の新設を望む。

### 第7号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当行では、株主総会の決議の成否については、会社法第309条に則り、委任状を含む出席株主の議決権を分母とした賛成比率によって判断しております。また、株主による議案の提案の制限の可否については、会社法第305条第6項に則り、総株主の議決権を母数とした賛成比率によって判断しております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

### 第8号議案 定款新設の件（有価証券報告書の株主総会前開示について）

#### 1. 提案内容

有価証券報告書を総会前に開示することを定款に新設する。

#### 2. 提案理由

有価証券報告書の総会前開示社は少ない。四国銀行は過去に取締役の善管注意義務違反の株主代表訴訟で敗訴し、判例を作った。過ちを二度と繰り返さない為、株主にとって情報量の多い有報は総会議案の賛否を判断する有力な情報にあたる。英米独では決算期末後2～4カ月以内の提出を義務付けられている。四銀はプライム市場である。率先して株主に総会前に大量の情報を与える義務がある。

### 第8号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当行は、金融商品取引法に基づき、有価証券報告書を決算期末日から90日以内に提出しております。

2010年の内閣府令改正により、有価証券報告書の株主総会前の提出が可能となりましたが、義務付けられているものではなく、当行では、有価証券報告書の正確性、適正性を確保するため、株主総会の開催後に提出しております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名解任の件

### 1. 提案内容

- (1) 常務取締役 小林達司氏を解任する。
- (2) 取締役（社外）尾崎嘉則氏を解任する。

### 2. 提案理由

#### (1) 常務取締役 小林達司氏 提案理由

大和証券との提携による、出向者の大量受け入れの行員不満も出ていていると聞く。またこの大きな営業方針の転機による支店統合・有人店舗の圧縮と人員削減問題も大きな役員テーマである。四国銀行は銀行代理店を含め本支店・出張所で約百十拠点が存在する。人口減・経済力減の高知県。株主提案は第201期から本年209期株主総会提案権の行使は連続9度目になる。株主は好きです。「四銀—取締役解任—株主提案」のトライアングル。過去のトライアングルに学んだ。

- 1 四銀—高知県—旧土電のトライアングル
- 2 四銀—高知県—闘犬センターのトライアングル
- 3 四銀—高知県—とさでん交通のトライアングル
- 4 四銀—高知県—T医療法人のトライアングル

株主からみて、四銀はトライアングルが大好きな銀行。小林達司氏もトライアングルの歴史体験者。解任3度で小林達司氏は四銀の過去・未来に対して難局を打破する実力は無きものと認められる。

#### (2) 取締役（社外）尾崎嘉則氏 提案理由

社外取締役とは厳しく取締役会に対して発言出来る人。業務執行に関する意思決定をする重要な役割がある。また社外取締役とは利害関係やしがらみのない方で厳しく経営をチェック出来る人である。しかし尾崎嘉則氏はOBとは言え、四銀の大株主である明治安田

生命保険の元役員。第二の就職先である。四銀と密接な関係会社。会社法の問題と真逆な方である。尾崎嘉則氏に対する解任提出は本年度で3回目。会社法では関係が薄い方が社外取締役が一番相応しい。プライム市場指針を守るべきだ。四銀社外取締役の職責を曲げてはならない。尾崎嘉則氏は社外監督者として十分職責を果たしてない。四銀は、大和証券との提携で、益々行員の再教育や研修などに費用がかかる。尾崎嘉則氏は社外取として就任期間が長いだけ。OBとはいえ、大株主の明治安田生命保険の意向が1番の人。四銀社外取に不向きな人物である。3回目の解任を要求する。

### 第9号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

常務取締役 小林達司、取締役 尾崎嘉則の両氏は、取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当行グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会は、本議案に反対いたします。

### 第10号議案 監査等委員である取締役2名解任の件

#### 1. 提案内容

- (1) 監査等委員である取締役 熊沢慎一郎氏を解任する。
- (2) 監査等委員である取締役 酒井俊和氏を解任する。

#### 2. 提案理由

- (1) 監査等委員である取締役 熊沢慎一郎氏 提案理由

熊沢氏の解任は3度目である。高知県は人口減が激しい。旧土電と県交通との赤字2社による統合。とさでん交通が発足。しかし、路面電車の存続が危ない。株券を紙くずにされた株主は忘れない。四銀の債権である旧土電問題も元会長に対する約8億円超えの回収。しかし、破産手続き終結で未回収。元四銀OBの元社長に対して、支払いを求めた地裁判決も空回り。すべて、沈黙で最終報告はない。時を稼いでいる四銀。相談役・顧問廃



止問題も第203期、平成29年6月27日に株主提案した。廃止が決まったのは、青木章泰氏相談役が高知商工会議所会頭の退任で廃止。株主の廃止提案から5年の月日が流れた。四銀は身内にやさしい。株主が青木氏を絶賛する社名「四国青木銀行」は冷たく却下した。熊沢慎一郎氏は2017年203期から取締役の、ベテラン役員。役員歴だけは長い。しかし、少数株主の意見は汲まないなど。解任を要求する。

(2) 監査等委員である取締役 酒井俊和氏 提案理由

酒井俊和氏は弁護士として、会社法における社外取締役の役割基準の判断が甘い。取締役（社外）尾崎嘉則氏は四銀の大株主明治安田生命保険の元役員である。明治安田生命とは2023年2月20日金融庁が立入検査するとの発表があった会社。たとえ、尾崎氏はOBとはいえ明治安田生命保険は四銀の大株主。密接な関係者である。厳しい「監視・監督」する尾崎氏の役割に株主は不安だ。会社の財産権は株主にある。青木氏の個人的叙勲の新聞広告も、派手な協賛広告も本来、青木氏の有志一同がやるべきこと。会社の経費出費ではないはずだ。株主は弁護士である監査等委員に対して、いつも求めること。それは大所高所での不言実行の監視・監督であり、善良な管理者としての適性を欠き解任とする。

### 第10号議案に対する取締役会の意見

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

監査等委員である取締役 熊沢慎一郎、監査等委員である取締役 酒井俊和の両氏は、取締役監査等委員就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、法令及び定款に従いその職務を遂行し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言及び提言を行い、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

高知市南はりまや町一丁目1番1号

**四国銀行 本店 5階 大会議室** 電話：088-823-2111 (代表)



交通の  
ご案内



とさでん交通

はりまや橋駅 徒歩すぐ



JR

高知駅より 徒歩約10分